

避難所運営協議会 発災初期の流れ

※避難所運営協議会は、災害時に避難所の運営を迅速・的確に進める組織であり、住区エリアを基本に設立しています。

※避難所運営協議会の構成員は、住区エリア内の住区住民会議、町会・自治会、防災区民組織、商店街、企業、PTAや区参集指定職員、学校教職員等です。



①自分と家族、近隣の安全を確認

②地域避難所に向かう

目安：震度5弱以上

③被害状況の把握・避難者の受け入れ

・地域避難所周辺の被害情報の収集

例：火は出していないか？

倒壊している建物はないか？

避難者はどれくらい集まってきているか？

・避難者の受け入れ

集まってきた避難者を、簡易受付簿を使って受付し、校庭に受け入れる。

★建物（体育館・校舎）の安全確認がとれるまでは、避難者を校庭で待機させる

区災害対策本部が避難所開設を決定

④避難所の開設

・避難所運営を示す旗の掲示

防災倉庫から避難所運営を示す旗を出して正面玄関に掲示する。

・資機材の取り出し

防災倉庫から必要に応じて資機材を出す。

例：電気が使えない⇒発電機

⑤避難所運営本部の立ち上げ

⑥避難者を体育館等に受入

・避難者（避難所生活者）の受入

避難者を避難者待機スペースに誘導する。原則世帯を1つの単位とする。

参集指定職員制度の概要

1 非常配備態勢

- 震度5強以上の地震が発生した場合
- 震度5弱以下の地震が発生し、かつ、相当の被害が発生、または発生するおそれがある場合 ……など



- 「目黒区災害対策本部」を設置し、非常配備態勢をとる。
- 非常配備態勢の配置職員は、直ちに所定の場所に参加
- 地域避難所に参加する職員 = 地域避難所参集指定職員

2 地域避難所参集指定職員

- 自宅から地域避難所まで概ね4km以内に居住する職員 約240名を指定
- 現在37か所が指定されており、各地域避難所に原則6～9名を配置

3 地域避難所参集指定職員の参集

- 目黒区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、被害の確認や災害対策本部からの指示などを待たずに、直ちに指定された地域避難所へ自動参集する。
- 参集する前に、「自分自身の身の安全確保」、「火の元の確認」、「家族の安全確保」などを行う。
- 地域避難所参集指定職員には、地域避難所に設置している防災倉庫や建物の鍵を開錠するため、防災倉庫等に取り付けたキーボックスの番号を教える（キーボックスのない避難所については鍵を持たせている）。

4 地域避難所参集指定職員の役割

学校の教職員、施設職員や地域住民の方などと連携・協力し業務に当たります。

(1)到着から1時間程度を目安に行う業務の具体例

- 開設状況や避難者数などについての報告
- 避難者の健康状態の聞き取りや、負傷者がいる場合、避難者と協力して手当を行うほか、重傷者がいる場合は、消防署・災害対策本部へ連絡し、医療救護所への搬送の要請
- 「現在の状況」や、「安全が確認できるまで施設内に入れないことを説明し、落下物等の危険のない校庭等で待機する」よう、一時避難者への伝達

(2)1時間後から3日を目安に行う業務の具体例

- 受付の設営
- 災害用トイレの組み立て
- 施設の安全確認後、避難者を施設内に誘導する際、事前に、校舎・体育館出入口周辺の落下物・散乱物等の除去作業
- 防災倉庫内にある毛布や食糧などの備蓄物資の配布と不足が生じた物資の要請
- 定期的に、災害対策本部への避難所情報の報告

5 風水害時の対応(震災時との相違点)

- 参集基準
 - 【震災時】 震度5弱以上で参集指定職員は自動参集
 - 【風水害】 災害対策本部からの参集指示により、指定の地域避難所へ参集
- 地域避難所の開設・運営
 - 【震災時】 全ての地域避難所が一斉に開設され、運営は、区職員、避難所運営協議会が担う。
 - 【風水害】 区の職員が担う。